

年金保険と疾病保険における財政調整

——西ドイツとフランスの場合——

保 坂 哲 哉

はじめに

G. ペランは、社会保障の発展を支えた要因を分析しつつ、いわゆる統一性原則について、「実施組織に関しては、ベヴァリッジが提案した構造一元化の原則はもとより、第 67 号勧告〔ILO 所得保障勧告一筆者〕の一般的調整の原則ですら決して一般的に受け入れられたわけではなかった。逆に時が経つとともに、社会保障を構成する諸制度を分化させる自然の傾向をコントロールすることは、ますます難しくなっていく。」¹⁾と述べた。

もう一つの普遍化原則、つまり人口とリスクに関しての普遍化という原則は、それこそ普遍的に受け入れられたものの、ベヴァリッジ構想に具現されたような組織の一元化、給付の平等化と結びついた普遍主義は、ヨーロッパ大陸諸国の職業主義的社会保障思想とは対立した²⁾。ヨーロッパ大陸諸国では、普遍化は必ずしも社会保障政策の最優先課題とはならなかった³⁾。その点、国民皆保険、皆年金を最優先課題として 1960 年代のはじめまでにいち早く実現した日本とはきわ立った対照をなす。しかし、日本が達成した皆保険・皆年金の制度構造は、二元的な一般制度と多種類の被用者特別制度によって構成される多元化システムであり、一元化・平等化と結びついた普遍主義とは

異なる考え方に立つものである。そして職業主義に立つ多元化システムの国々と同様、社会保障の構造の複雑さに由来する問題に直面することになるのである。これらの問題のなかでとくに重要なのが、制度間における給付・負担の格差と一部制度における財政不均衡の慢性化である。

ベヴァリッジの普遍主義は、公的部門と民間部門の分離と相互補完という二重の関係を前提にしたうえで公的部門に適用されたものであった。このことは、たとえば認可組合についての提案や失業保険の特別制度（保険業と銀行金融業についての）に対する取扱いをみれば明らかである⁴⁾。窮乏の除去という社会保障の目的設定とも結びつけて導かれた均一給付原則も、このようなニード＝給付構造を背景として理解しなければならない。その後現われるベヴァリッジ原則の修正は、そういう全体構造のなかでの二部門の領域の変化としてとらえることができる。しかし、ともかく、社会保障システムの枠内では、イギリスの画一的な一元化システムは、財源の発展性を高めニードの変化に適切に対応するため、当初の原則を変えざるをえなくなったのである。

一方、職業主義は、労働と社会保障の間の密接な関係、職業集団の強い連帯感情を重視し、社会保障の領域を民間部門に対して広くとり、平等性よりは公平性を重んずる傾向を特色としている。しかし、特定の職域の被用者を対象とした特別制度の存続を認めるところでは、給付・負担格差や財政不均衡の問題に絶えず悩まされる。とりわけ衰退産業部門の社会保障の財政不均衡は、国庫補

1) Guy Perrin, 'Fifty Years of Social Security', *International Labour Review*, March 1969, p. 265.

2) ペランは、社会保障普遍化の二つの方向として、普遍主義者の概念、職業主義者の概念と対比して使っている。(Guy Perrin, 'La sécurité sociale au passé et au présent', *Revue française des Affaires sociales*, 33^e année, n° 1, 1979.)

3) ドイツやオランダの疾病保険における高所得者除外をみよ。自営業者への適用も相対的に遅れている。

4) 山田雄三監訳『ベヴァリッジ報告：社会保険および関連サービス』（昭和44年）。認可組合についてはパラグラフ 48、失業保険についてはパラグラフ 378 参照。

表 1 西ドイツ被用人口構造の変化

年 平 均	実 数 (1,000人)					構 成 百 分 率 (%)				
	総 数	労働者	職 員	官 吏	(再掲) ¹⁾ 鉱業従業員	総 数	労働者	職 員	官 吏	(再掲) ¹⁾ 鉱業従業員
1960	20,257	12,630	6,160	1,467	655	100.0	62.3	30.4	7.2	3.2
65	21,758	13,003	6,976	1,779	517	100.0	59.8	32.1	8.2	2.4
70	22,246	12,501	7,800	1,945	351	100.0	56.2	35.1	8.7	1.6
73	22,564	12,195	8,266	2,103	305	100.0	54.0	36.6	9.3	1.4
75	21,386	10,875	8,378	2,133	302	100.0	50.9	39.2	10.0	1.4
78	21,584	10,702	8,637	2,245	279	100.0	49.6	40.0	10.4	1.3

資料: *Wirtschaft und Statistik* および *Arbeits- und sozialstatistik*

注 1) 鉱業従業員年金保険者の被保険者数 (6月30日現在)。

助や他制度からの援助によらなければ解決できないが、そのような援助を受ける前提として給付の統一ないし調和化が必要とされるのである。

このように、異なる制度・組織原則をとるシステムの間に、一定の収斂傾向が存在することは否定できないように思われる。しかし、ここではそういう傾向を分析することが目的ではない。多元的な社会保障構造のもとで生ずる問題とその解決策としての財政調整制度について、ヨーロッパ大陸諸国を代表する西ドイツとフランスの年金保険と疾病保険を例として取り上げることにした。

I 就業構造・人口構造の変化と社会保険財政

(1) 西ドイツ年金保険

西ドイツの年金保険は、被用者に関しては4種類に限定される。労働者年金保険、職員年金保険、鉱業従業員年金保険および官吏⁵⁾ 老齢保障がそれである。これら4部門の被用者人口は、1950年以降表1のとおり変化している。職員と官吏が増加し、労働者と鉱業従業員が減少している。とくに被用者総数に占める割合でみた傾向は一層明瞭である。

一般的な人口構造の老齢化と年金受給者の増加のもとで、このような雇用人口構造の変化は、年金受給者数/被保険者数比率の変化を通じて各年金制度の財政に変化をもたらす。表2は、官吏制度を除く3部門における年金受給者数/被保険者

表 2 西ドイツ被用者年金保険における被保険者100人当り年金受給者数

年	労働者年金保険 ¹⁾		職員年金保険 ¹⁾		鉱業従業員年金保険 ¹⁾	
	全年金	被保険者数	全年金	被保険者数	全年金	被保険者数
1960	42.7	24.8	30.6	16.3	105.6	59.1
65	45.8	27.9	30.8	17.3	142.2	77.6
67	52.5	32.5	32.3	18.5	180.5	95.3
70	55.4	34.9	32.5	19.1	214.6	111.1
75	73.2	47.8	37.6	23.4	241.8	121.0
78	78.2	51.1	41.8	27.1	254.8	126.5

資料: 表1に同じ。

注 1) 被保険者数として表1の各就業者数を用いた。したがって、職員数、労働者数は鉱業従業員分だけ過大である。

数比率の推移を、1957年年金改革後の時期について示したものである。老人人口の一般的増加という趨勢のもとで、各部門とも比率の上昇がみられるが、雇用人口の絶対的、相対的減少がみられる労働者、鉱業従業員の両年金保険の上昇が目立つ。比率はすべての年金受給者と、遺族年金を除いた被保険者年金受給者について算出してある。

このような年金受給者数/被保険者数比率の差異は、年金保険財政に直接反映する。その点を見るため、表3に3年金保険部門の拠出金収入と年金支出を対比して示した。周知のとおり、西ドイツの年金保険における年金額の算定は1957年改革により従前報酬に完全に比例するかたちになった。賃金の年々の変動に応じた年金額の調整と相まって、賃金と年金との対応は密接である。また年金額の算定方式は労働者保険と職員保険の間では統一されているし、鉱業従業者保険は他の2部門に比べ若干有利な給付を行うが、基本的な給付構造(賃金・年金額関係)に変わりはない。したがっ

5) 公務員よりは狭義。「官吏 (Beamte)」ではない公務員の数のほうがやや多く、これらの人々は一般の労働者年金保険や職員年金保険に加入する。

表 3 西ドイツ年金保険の拠出収入と年金支出

年	労働者年金保険			職員年金保険			鉱業従業員年金保険		
	拠出収入 ¹⁾ (百万マルク)	年金支出 (百万マルク)	年金/拠出 (%)	拠出収入 ¹⁾ (百万マルク)	年金支出 (百万マルク)	年金/拠出 (%)	拠出収入 ²⁾ (百万マルク)	年金支出 (百万マルク)	年金/拠出 (%)
1960	8,904	9,366	105.2	4,580	4,893	106.8	1,025	2,386	232.8
65	14,570	14,414	98.9	7,926	8,137	102.7	1,205	3,510	291.0
67	15,169	18,210	120.0	9,528	10,323	108.3	1,001	4,212	420.8
70	25,740	24,414	94.8	16,648	13,979	84.0	1,230	5,115	415.9
77	41,049	45,680	111.3	36,223	27,152	75.0	1,755	7,667	436.9
77	46,148	57,499	124.6	41,310	35,661	86.3	1,906	9,404	493.4

資料: Bundesarbeitsblatt

注 1) 拠出料率は、1957～67年 14%, 1968年 15%, 1969年 16%, 1970～72年 17%, 1973年以降18%。労使折半。

2) 拠出料率は1957年以降23.5% (うち労8.5%, 使15%)。

て、加入者の所得水準の違いが財政バランスに影響を与えることは原則としてない。西ドイツの年金保険給付額は、その算式と調整方法により賃金またはその変動との間で数年のタイムラグがある。そのため景気が比較的短期的に循環している場合には、その年金保険財政への効果は増幅される傾向がある。そのほか、表の利用に当っては注記した拠出料率の改定にも注意しなければならない。

鉱業従業員保険が高い拠出料率にもかかわらず、年金支出が拠出金収入の2.3倍から4.9倍にふえていること、職員保険が石油危機後の不況期にも年金支出をかなり上回る拠出金収入を確保していること、表2ではあまり明瞭でなかった不況の効果が、1967年についても明確であること、などがとくに注目されよう。

(2) 西ドイツ疾病保険

西ドイツ疾病保険は、1979年初め現在およそ1,350の疾病金庫によって運営されている。これらの疾病金庫は独立した財政運営を行い、拠出料率も自主的に規約によって決定する。料率の幅は、最低6週間の賃金継続支払受給権のある強制加入者について、1979年1月1日現在7%台から13%台(平均11.3%)まで広がっている。この差がなにに由来するかは、金庫別の被保険者統計、疾病統計、給付統計、財政統計、診療報酬協定額統計などが利用できないため明らかにすることはできない。いずれにせよ、すべての疾病金庫は、若干の例外を別として自立財源、つまり究極的には当事者による拠出金収入によって賄わなければ

ならないから、収支バランスが悪化すれば、給付の抑制が難しいかぎり、拠出料率の引き上げによって財政均衡を達成しなければならない運命にある。こうして医療費の急ピッチの上昇に対応して拠出料率は絶えず引き上げられてきた。しかし、そういうことがいつまでも続くわけではない。1977年の疾病保険費用抑制・構造改善法によって医療費爆発を沈静化させる努力が試みられた。

さて、このような全般的な疾病保険負担の増大傾向のなかで、一つの内部的な財政負担増大要因は、年金受給者の増加である。年金受給者は疾病保険の被保険者として拠出金を自ら負担せず、年金保険機関が代って支払う。しかし、その拠出金は年金受給者に対する疾病保険給付費用のすべてをカバーするのではない。1977年改革前まで年金保険機関からの拠出金は費用の80%をカバーすることとされていたが、実際の疾病保険金庫側の負担はそれを越えていた。問題はこの年金受給者の疾病保険にかかわる超過負担が、1,300余りの疾病金庫にどう割り当てられ、それが金庫財政にどういう影響を及ぼすかである。この点については、先に述べた理由から立入った分析はできない。ここでは表4に、金庫の種類別にみた年金受給者の割合と年金受給者にかかわる拠出金収入、給付費支出の状況を示すにとどまらざるをえない。同業、農業、海員、代用各金庫の給付/拠出比率は高いが、年金受給者1人当り拠出額がかなり低く抑えられている点に注意しなければならない。

表 4 疾病保険と年金受給者疾病保険

	全金庫	地区疾病金庫	企業疾病金庫	同業組合疾病金庫	農業疾病金庫	海員疾病金庫	連邦鉱山従業員組合	労働者代用金庫	職員代用金庫
被保険者総数(1,000人)	34,379	16,313	4,207	1,722	890	66	1,043	396	9,742
うち年金受給者(1,000人)	10,176	5,793	1,303	294	362	15	710	74	1,625
同 上 の 割 合 (%)	29.6	35.5	31.0	17.1	40.7	22.1	68.1	18.7	16.7
年金受給者拠出(百万マルク)	13,285	8,814	1,605	177	22	5	1,785	15	862
同上給付支出(百万マルク)	23,936	13,263	3,015	683	766	35	1,754	173	4,246
給 付/拠 出 (%)	180.2	150.5	187.9	385.8	3,481.8	700.0	98.3	1,153.3	492.6

資料: 表3に同じ

表 5 フランス年金保険の被保険者数・年金受給者数(1975年)

制 度	就業被保険者類似者数(1) 千人	老齢・遺族年金受給者数(2) 千人	(2)/(1)(%)
被用者および類似就業者制度	18,031	7,360	40.8
一 般 制 度	13,987	3,954	28.3
農 業 制 度	780	788	101.0
特 別 制 度	3,264	2,618	80.2
電気・ガス事業(E.G.D.F)	136	100	73.5
文 官・軍 人	1,850	1,252	67.7
その代の国家公務員	99	104	105.1
地 方 公 務 員	604	216	35.8
フランス国鉄(S.N.C.F)	271	405	149.4
鉱 業 従 業 員	118	361	305.9
海 員	82	72	87.8
パリ市交通公団(R.A.T.P)	36	38	105.6
公 証 人	40	14	35.0
そ の 他	28	56	200.0
非 被 用 者 制 度	3,776	2,907	77.0
農業経営者	2,254	1,802	80.0
商工業者(ORGANIC)	721	652	90.4
手工業者(CANCAVA)	591	380	64.3
自由業者	210	73	34.8
全 制 度	21,807	10,267	47.1

資料: *Annuaire Statistique de la France 1977*, p. 634.

(3) フランスの年金保険

フランスの社会保障システムは、第2次大戦の終り頃、適用面での普遍主義、給付拠出面での職業主義の混合のうえに立った構想にしたがって構築することが計画された。しかしこの試みは挫折し、それに代って被用者を対象とする一般制度を中核にした多元的なシステムによる社会保障の普及が行われた。一般制度から適用を除外された被用者特別制度の数は多い。適用除外の形態もすべてのリスクについてのものや一部のリスクについてのものもあって一様ではない。一般的にいて、

表 6 フランス鉱業制度の拠出者数・年金受給者数

年	拠 出 者 数 (1)	年金受給者数 (2)	(2)/(1)(%)
1952	370,000	261,000	70.5
65	239,429	359,038	150.0
70	164,648	391,675	237.9
73	131,987	400,227	303.2
75	118,000	361,000	305.9

資料: J.-J. Dupeyroux, *Droit de la Securite Sociale*, 1975, および1975年については表5の資料。

表 7 フランス国鉄制度の拠出者数・年金受給者数

年	拠 出 者 数 (1)	年金受給者数 (2)	(2)/(1)(%)
1946	385,700	304,400	78.9
71	290,000	429,000	147.9
73	278,800	422,800	151.6
75	271,000	405,000	149.4

資料: 表6に同じ。

一部リスクだけの適用除外の場合、老齢・廃疾・遺族についての適用除外が最も多く、疾病・出産・死亡がこれに次ぎ、家族手当の例はほとんどない。つまり、制度・組織の多元化ということが一番問題が多いのは年金保険部門なのである。

表5は、1975年現在における各種年金制度の年金受給者数/被保険者数比率を示したものである。一般制度が28.3%であるのに対して、すべての特別制度がこの比率を上回っていることが示されている。とりわけ年金受給者数が被保険者数よりも多い制度が、特掲されたものだけでも4つを数えていることに注目しなければならない。比率の高い順番に鉱業、国鉄、パリ交通、その他の国家公務員、農業被用者が財政条件のいちじるしく悪い制度である。このうち、鉱業制度と国鉄制度について同じ関係をさかのぼってみたのが、それぞれ表6および表7である。1940年代後半な

いし50年代当初にはまだ年金受給者数が拠出者数の70%台であったことが知られる。両制度とも拠出者数の減少がいちじるしいが、ほぼ同数近かった両者の拠出入口が1975年には倍近くに開いており、減少の程度に大きな違いがある。

(4) フランス社会保険財政へのインパクト

フランスの一般制度は、リスク別に疾病保険、老齢保険、家族手当と組織、会計が分離されているのに対し、特別制度は単一のリスクしか扱わない場合を除いて、組織、会計は分離されておらず、リスク別の財政統計はあるとしても利用困難である。したがって、ここでは、特別制度については全体としての財政状況を、また一般制度についても、狭い意味の一般制度のほかに、その管理に当る全国疾病保険金庫、および全国老齢保険金庫が管理するすべての制度の財政状況を一括してみなければならぬ。各制度ないし機関の拠入金収入と給付支出および両者の比率は表8のとおりであ

る。

2次鉄道退職年金共済金庫はやや機能が異なるので別にするとしても、被用者制度では農業、軍人、国家公務員、鉱山、国鉄、パリ交通、各種特別制度が、自営業者制度では農業、疾病、年金2制度（手工業、商工業制度）がいずれも給付支出が拠入金収入を上回っている。1973～1976年という短い期間の推移に限っても、農業経営者制度と鉱業従業員制度の財政悪化傾向は顕著に認められる。

疾病保険と年金保険が分離されている一般自営業者制度について両部門の給付支出／拠入金収入比率を比べてみると、いずれの年次についても年金保険のほうが拠入金以外の財源への依存度が高い。しかし、財政の仕組みの違いもあるから、ただ給付支出／拠入金収入比率の高低だけで判断するわけにはいかない。年次推移という点でみるかぎり、この短い期間では、両部門間にとくに傾向の相違は認められない。

表8 フランス社会保険各制度・機関の拠入金収入と給付支出

制 度・機 関	1973			1974			1975		
	拠入金収入 (百万フラン)	給付支出 (百万フラン)	給付/拠出 (%)	拠入金収入 (百万フラン)	給付支出 (百万フラン)	給付/拠出 (%)	拠入金収入 (百万フラン)	給付支出 (百万フラン)	給付/拠出 (%)
全国疾病保険金庫	56,314	52,182	93	66,041	61,315	93	80,775	77,369	96
全国老齢保険金庫	22,099	20,963	95	28,577	25,951	91	36,046	33,401	93
全国家族手当金庫	32,864	26,561	81	33,833	30,206	89	39,955	33,156	83
農業被用者	2,521	5,116	203	3,025	6,062	200	4,277	8,009	187
農業経営者	3,027	9,569	316	3,463	11,225	324	4,067	14,924	367
軍人	744	831	112	899	934	104	1,080	1,274	118
文官	22,150	21,876	99	25,991	25,665	99	30,885	30,465	99
国家公務員	257	1,128	439	315	1,322	420	393	1,591	405
地方公務員	2,822	2,450	87	3,492	2,946	84	5,019	3,609	72
鉱業	1,126	4,231	376	1,276	4,933	387	1,475	5,979	405
電気・ガス	2,626	2,322	88	3,163	2,791	88	3,715	3,226	87
国鉄	3,547	7,070	199	4,420	8,416	190	4,989	10,007	201
パリ交通	739	754	102	844	887	105	990	1,058	107
2次鉄道	29	307	1059	34	342	1006	37	388	1049
海員	384	1,032	269	514	1,235	240	660	1,567	237
各種特別制度	480	721	150	589	869	148	701	2,609	372
自営業者疾病保険	1,736	1,850	107	2,179	2,349	108	2,807	3,047	109
商工業者老齢保険	930	1,849	199	1,317	2,290	174	1,884	2,096	111
手工業者老齢保険	725	1,111	153	943	1,427	151	1,234	1,842	149
自由職業・法廷弁護士	953	726	76	1,180	862	73	1,462	1,078	74
一般被用者補完年金	10,238	7,549	74	14,525	10,291	71	16,925	12,526	74
幹部職員補完年金	5,818	4,895	84	6,685	5,687	85	7,869	6,827	87

資料: Statistiques et études financières (Le budget/effort Social de la Nation)

表 9 疾病被保険者に占める年金受給者の割合 (%)

制 度	1972	1973	1974	1975	1976
農業被用者	31.6	32.6	32.8	35.7	37.7
軍 人	39.7	40.2	40.8	42.0	41.0
鉱 業	62.5	62.3	63.7	65.4	65.5
国 鉄	59.5	59.8	59.8	57.5	60.0
海 員	52.8	50.3	50.3	50.0	51.2
農業経営者	33.0	35.1	36.6	38.2	39.4
一般自営業者	27.7	28.5	...	30.1	31.3

資料: *Statistiques et études financières. (Le budget/effort social de la Nation)*

農業経営者制度や各種被用者特別制度の場合には、リスク別会計の分離ができないので一般自営業者制度の場合のような分析はできない。

年金保険の財政条件を大きく規定する年金受給者数/被保険者数比率はさきにみたので、次に疾病保険部門の財政に影響を与えると思われる被保険者の年齢構造の老齢化の指標として、年金受給者たる被保険者数の被保険者総数に占める割合を表 9 に示しておこう。一般制度について比較する数字はないが、仮りに全国老齢保険金庫被保険者数プラス被保険者年金受給者数を分母にして被保険者年金受給者数との比率を算出すると 1975 年現在で 20.5% である。

国鉄制度と海員制度を除く他の制度は、いずれも年々年金受給者比率が上昇する傾向を示している。

II 給付と負担の制度間格差

(1) 西ドイツ年金保険

西ドイツの 3 つの年金保険は、1957 年改革により同一の原則にもとづいて給付と負担、そして財政を決定することになった。3 つのうち労働者年金保険と職員年金保険は、完全に同一の給付、負担規定をそなえており、その意味での統一化は達成された。職員年金保険は連邦職員保険公団に一元化され、労働者年金保険は連邦鉄道保険公団、海員金庫のほか 18 のラント保険公団によって自主的に運営されているが、年金給付と拠出料負担に関する規定は完全に統一されている。それに対して、鉱業従業員年金保険と労働者・職員年金保険の間には、原則的な点、たとえば給付構造につ

いての統一は保たれているものの、具体的な給付の水準、拠出料率については違いがある。

鉱業従業員年金保険の拠出料率は、すでに述べたとおり、1957 年 6 月 1 日以降 23.5% に設定されており、当時の労働者・職員年金保険の 14.0% よりはかなり高かった。その後一方は固定されたままであったのに対し、他方は 18% にまで引き上げられたため差は縮小したが、それでも依然として 5.5 パーセント・ポイントの差が残っている。しかし、鉱業従業員保険の拠出金は、他の 2 部門のように労使折半負担ではなく、事業主分の方が高い。それゆえ被保険者負担分 8.5% をとって比較すれば、他の 2 部門のそれとの関係は 1973 年以降逆転している。

一方、鉱業従業員保険の年金額は、他の 2 部門のそれよりも高く設定されている。まず、1957 年改革による加入 1 年当り給付率を他の 2 部門のそれと比較してみよう。

	鉱山従業員	労働者・職員
老齢退職年金	2.5%	1.5%
職業不能年金	1.2%	1.0%
労働不能年金	2.5%	1.5%

1967 年の財政改正法によって鉱業従業員保険の 2.5% という高い給付率は、1968~72 年の間に段階的に 2% まで引き下げられることになった。

給付率以外の点でも、鉱業従業員保険は他の 2 部門に比べて有利な給付条件を備えている。老齢退職年金の待期 (15 年)、受給開始年齢 (原則として 65 歳) は統一されているが、鉱業従業員保険の場合、25 年加入で鉱夫としての就業をやめるという条件で 60 歳からの老齢退職年金の受給が可能である。また、職業能力の低下した (1968 年からは心身条件のため鉱業従業員保険適用企業で経済的に同価値の労働に従事できなくなった) 場合、25 年の待期条件を満たしていれば、加入 1 年当り給付率 0.8% の鉱夫年金が 50 歳から、さらに鉱山での就業を放棄するという条件で加入 1 年当り給付率 2% の鉱業従業員調整給付が 55 歳から受給できる。このほか、ふたたび給付率での

優遇措置に立返るが、鉱業従業員保険から脱退した場合の職業不能年金の加入1年当り給付率を1.8% (1967年以前は2%) とする規定も設けられている。

これら鉱業従業員保険における給付水準の相対的優位性は、いくつかの要因によって支えられている。まず、拠出料率が相対的に高く設定されていることに注目しなければならない。機械的に計算すれば、給付率格差は拠出料率格差によってかなりの部分説明できる。そもそも給付条件を相対的によくしなければならない理由については、鉱山労働が重度で健康に対する障害を与え易いという点が指摘される。さらに石炭産業の構造的危機対策として離職促進効果を狙った政策企図をも考慮する必要がある⁶⁾。

(2) 西ドイツ疾病保険

西ドイツ疾病保険は、財政的にも独立している1,300余りの疾病金庫によって運営され、拠出料

率もまちまちであることはすでに述べた。表10は、1979年1月1日現在の拠出料率の金庫の種類別分布を示したものである。各金庫種類ごとの平均拠出料率もあわせて掲げておく。海員金庫と鉱夫組合を除けば平均料率は金庫種類間でそれほど差はない。企業金庫がやや低いことが目立つにすぎない。当然のことながら、拠出料率は10.0~11.9%の部分に集中しているが、なお40%近くの金庫がこの区間から外れている。

表9に示されたような拠出料率の差が被保険者の賃金・俸給水準の差に対応して、所得水準の高い被保険者の多い金庫の料率が高く、低所得被保険者の多い金庫の料率が低いという形で負担の公平性が保たれていないことは明らかである。一般的所得水準が高い職員代用金庫と低い地区金庫を比べてみればよい。

それでは給付面ではどうであろうか。金庫間の給付面での格差は二つの点で生じうる。一つは付加給付、もう一つは医師等に対する報酬額の違いに由来するものである。この2点は財政力に応じ

6) Ludwig Preller, *Praxis und Probleme der Sozialpolitik*, 1970, II. Halbband, S. 438, 439.

表10 西ドイツ疾病保険の拠出料率 (最低6週の賃金継続支払受給権ある者) (1979年1月1日現在)

拠出料率	全金庫	地区金庫	企業金庫	同業金庫	海員金庫	鉱夫組合	労働者代用金庫	職員代用金庫
総数	1,322	276	873	156	1	1	8	7
7.0~7.9%	10	—	10	—	—	—	—	—
8.0~9.9	328	8	307	11	1	—	1	—
10.0~11.9	815	181	513	110	—	—	4	7
12.0~13.9	169	87	43	35	—	1	3	—
平均料率(%)	11.27	11.46	10.49	11.23	9.90	12.60	11.40	11.23

資料: 表3に同じ。

表11 西ドイツ疾病保険被保険者 (年金受給者を除く) 1人当り給付費 (年金受給者分を除く)

(マルク)

給付の種類	全金庫	地区金庫	企業金庫	鉱夫組合	労働者代用金庫	職員代用金庫
給付総額	1,954.39	1,913.09	2,115.83	3,116.15	1,986.22	1,963.83
医師診療	366.69	329.96	407.06	477.89	405.16	408.07
歯科医診療	187.06	159.54	186.16	187.34	232.28	219.24
薬剤・治療手段	329.84	306.85	357.24	527.92	348.22	350.97
歯科補綴	185.67	164.55	189.13	188.44	195.21	222.47
病院診療	501.16	538.95	547.82	1,014.08	443.49	425.17
疾病早期発見	14.97	13.25	16.14	15.37	12.20	17.38
その他の予防	9.53	7.66	9.06	2.00	12.53	13.07
その他の援助	7.13	6.66	5.96	5.59	6.31	8.70
疾病現金給付	219.54	256.09	279.97	559.64	227.46	149.61
その他	132.80	129.58	117.29	137.88	103.36	149.15

資料: 表3に同じ。

て個々の金庫が自主的に決定できるからである。第2の点については診療報酬額の差がサービスの違いとなって反映するものかどうか議論のあるところでもあり、報酬額の差があることは周知の事実であるとだけ述べておく。第1の点についても数字で示すことは難しい。ここでは比較的付加給付の余地が大きい歯科補綴と「その他の予防」について、金庫別の被保険者1人当り給付支出額を示すことにする。表11には、これら2項目のほか、重要な給付項目の数字もあわせて掲げた。この表からみれば、豊かな財政力と高い付加給付を通じて給付格差を生じうる余地は比較的小さいということができよう。

(3) フランス年金保険

フランスの各種年金制度の間の給付水準には、表12にみられるように差がある。表では2つの指標によって差を示そうとした。一つは被保険者年金の平均給付額であり、もう一つは年金受給者のうち、拠出年金額が低額のため所得調査を条件にそれに加えて支給される無拠出手当を受給して

表12 フランス各種年金保険の被保険者年金
(1977年7月1日)

制 度	平均年金額 (フラン)	同左比率 (%)	補足手当受給 者の割合(%)
一 般 制 度	10,370	100.0	14.5
農 業 被 用 者	4,984	48.1	8.7
地 方 公 務 員	24,231	233.7	0.4
水 道 会 社	—	—	—
国 家 公 務 員	25,421	245.1	0.4
2 次 鉄 道	15,172	146.3	0.6
鉱 業	13,642	131.6	0.1
抵 当 銀 行	43,888	423.2	—
ガ ス・電 気	39,109	377.1	0.0
公 証 人	25,123	242.3	0.6
コメデー・フランセーズ	26,403	254.6	—
フ ラ ン ス 銀 行	42,535	410.2	—
国 鉄	25,852	249.3	0.1
パ リ 交 通	30,982	298.8	0.0
SEITA	28,928	279.0	—
海 員	21,025	202.8	1.7
自営業者(ORGANIC)	7,184	69.3	8.3
自 由 職 業	18,095	174.5	2.3
自営業者(CANCAVA)	7,995	77.1	10.3
法 廷 弁 護 士	17,118	165.1	0.2
農 業 経 営 者	6,529	63.0	41.5

資料: Santé, sécurité sociale, n° 2, 1979.

いる者の割合である。

平均年金額が一般制度のそれを下回るのは、被用者特別制度では農業被用者制度だけ、自営業者制度では自由職業を除く3つのすべての制度である。一方補足手当受給者の割合は、農業経営者制度だけが一般制度より高いが、上記の4つの制度はいずれも比較的高い。しかし被用者特別制度は農業を除いてすべて、補足手当への依存率が1%に達しない。

以上2つの指標だけから給付水準の格差を云々することはもとよりできない。拠出金との対応、制度の目的と結びついた政府補助金の多少などのほか、受給開始年齢などの受給要件、給付額算定における諸要素(基礎報酬額や加入期間1年当りの給付率など)、補完年金の有無などを多面的に比較しなければならない。残念ながらそういう特別制度に関する法規類や制度解説が利用できないため、これらの諸点について具体的にここで示すことは断念しなければならない。しかし、一般的に被用者特別制度が、受給開始年齢を50歳や55歳にしていたり、加入期間当り給付率が高くしてあるなど、有利な年金額を保証していることは、J.-J. Dupeyrouxも指摘している⁷⁾。

III 西ドイツ年金保険の財政調整制度

(1) 西ドイツ年金保険の構造

西ドイツの年金制度は、強制加入による皆年金システムをとっていない。1889年ビスマルクの労働者保険から出発し、職員保険(1911年)、鉱業従業員保険(連邦制度としては1923年)を加えるというかたちで発展してきた歴史的経緯にも反映しているように、その中心は被用者に置かれ、被用者に対する適用の一般化は早くから達成されていた。被用者年金保険の拠出、給付規定の統一は1957年改革によって実現し、特別制度として鉱業従業員保険と官吏老齢保障制度が存在するだけという、比較的すっきりとした制度体系が出来上っている。しかし、自営業者や非就業者への普

7) Jean-Jacques Dupeyroux, *Droit de la sécurité sociale*, 1975, p. 787.

表 13 労働者・職員保険から鉱業従業員保険への財政調整

(百万マルク)

年 次	労働移動調整による収入			年金受給者疾病保険費用肩代り ¹⁾			拠出金収入	年金支出	年金受給者 疾病保険拠 出金
	総 額	労働者保険 から	職員保険 から	総 額	労働者保険 による	職員保険 による			
1967	.	.	.	100	84	16	1,001	4,212	390
68	274	230	44	131	110	21	973	4,568	451
69	257	216	41	139	117	22	1,030	4,915	506
70	228	192	36	165	138	27	1,230	5,115	599
71	194	163	31	207	174	33	1,352	5,386	757
72	283	238	45	241	202	39	1,350	5,803	1,036
73	391	328	63	299	251	48	1,420	6,362	1,096
74	414	348	66	350	294	56	1,607	7,020	1,286
75	399	335	64	397	333	64	1,755	7,667	1,454
76	351	295	56	431	362	69	1,830	8,630	1,583
77	329	276	53	452	380	72	1,906	9,404	1,656

資料: Arbeits- und sozialstatistik および Bundesarbeitsblatt

1) この分は、労働者・職員保険機関が直接疾病金庫に払込み、鉱山従業員保険の会計には含まれない。

遍化の方法は、それほどすっきりとはしていない。

自営業者のうち手工業については、1938年に社会保険が導入された。制度的には被用者保険になったもので、現在は労働者保険機関の枠内で実施されており、いわば被用者保険に同化するという方法によった。一部の自由職業たとえば音楽教師などは、早くから(1922年以降)職員保険の強制被保険者となっており、被用者保険の適用範囲を広げるという方向で若干の普及は行われてきた。

自由職業に対する年金制度の拡大は、医師、歯科医師、獣医、薬局薬剤師、公証人、弁護士、著述家、音楽家を対象としたラント立法の制定という形で行われ、1977年現在40余りの制度が運営されている。

自営業者に対する特別制度として重要、かつ唯一の独立した連邦制度は農民老齢援助であり、1957年改革の際に創設された。隠居分(Altenteil)に対する補助金を支給するこの制度は、その名称が示すように社会保険とは異なる性格をもっている。早期に農業経営を委譲し、農業における構造政策的手段を支えるという産業政策的性格をもこの制度はそなえているのである⁸⁾。この制度は発足の当初から連邦補助金に財源の約45%を依存

していたが、年金受給者数/拠出者数比率の悪化とともに1965年以降には依存率は一そう高まり70%を越えるようになった。

以上のような手工業者、自由職業、農民のための特別制度にさらに新しい自営業者特別制度を加えるというかたちでの普遍化、つまり皆年金は西ドイツでは行われなかった。1972年の第2次年金改革において、自営業者に対して任意加入の道を広げたことで、今までのところ自営業者への年金制度普及の努力は終止符を打たれている。このほかにも重度障害者への年金保険適用など、小さな努力を積み重ねることにより、ニードの比較的大きいグループに実質的な普遍化がほぼ達成されようとしている。その場合の特徴は、農民老齢扶助の場合を除いて、労働ないし労働報酬と年金給付の結びつきを重視する被用者保険のモデルをできるかぎり具現しようとしていることである。

以上に述べたような西ドイツ年金制度の一般化とその結果形成された構造の特徴から理解できるように、財政調整制度の必要性が生ずるとしても、その実行は拠出、給付構造が異質な農民老齢援助を別にすれば比較的問題は少ないと思われる。事実異なる制度間での財政調整は、3つの被用者保険の間でしか行われていない。農民老齢援助は、19の農業老齢金庫相互間では財政調整を行っているが、他制度からの援助は受けない。

8) Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, Übersicht über der soziale Sicherung in der Bundesrepublik Deutschland, 10. Auflage, 1977.

(2) 労働者・職員年金保険と鉱業従業員年金保険間の財政調整

鉱業従業員年金保険の財政悪化は、石炭産業の構造的な不況、衰退によるものであって、外部からの財政的な援助がなければ救済することができないことは明かである。財政援助の役割は、1967年までは連邦政府がもっぱら引き受けた。他の2つの被用者保険の場合とは違って、鉱業従業員保険に対する連邦補助金は、社会保険に対する国家の保証義務の履行としての赤字補填という考え方に立って行われた。しかし、1966～1967年の経済危機に際して連邦財政の負担の肩代りが社会保険部門に対して要請され、一連の連邦補助金削減措置の一環として、1968年から労働移動調整制度(Wanderungsausgleich)が労働者・職員保険との間で導入されることになった。

この財政調整の考え方は、鉱業従業員保険部門での被保険者減少が、労働者・職員保険部門に対して被保険者増加という形で利益をもたらす可能性があるから、その分財政調整を行おうというものである。実施状況は表13のとおり初年度の1968年には約27億マルク、1974年には約41億マルクという、鉱業従業員保険にとっては少なからぬ額の移転が他部門からあった。1967年の財政改正法によって1973年までの時限的な措置として導入されたこの制度は、その後も継続されることになったものの、石油危機後の失業増大によっ

て最近1, 2年その効果がやや減退気味である。

なお、労働移動調整制度の創設より一年早く、1967年には同年の財政改正法により、鉱業従業員保険にとって重い負担となっている年金受給者疾病保険費用の一部(27%)肩代りが労働者・職員年金保険(負担割合はそれぞれ84%, 16%)によって行われることになった。これはこの3制度間の財政移転という形はとらず、労働者・職員年金保険から直接疾病金庫に払い込まれるが、実質的には財政調整と同じ効果をもつ。その規模は表14のとおり、次第に増大して労働移動調整のそれを上回るに至った。

(3) 職員保険と労働者保険の間の財政調整

もともと転職者にかかわる財源移転制度は、労働者保険の財政不均衡を惹起・促進する効果をもっているが、それを是正して労働者保険の財政を安定化させるため、1964年の年金保険財政調整法によって転職者にかかわる財源移転を廃止、連邦補助金による財源調整を考慮することが定められた。

1966～1967年経済危機とそれに伴う連邦補助金の削減措置を契機に新たな、本格的な財政調整制度の導入が必要となった。ちょうど1957年改革で採用された10年を単位期間として財政均衡を保ち、期末には最終1年分の支出額に相当する資産を残すという財政方式の単位期間が終了する時期に当り、1967年財政改正法および1969年年

表 14 西ドイツ年金保険の財政調整

(百万マルク)

年	財 政 調 整 額		労働者年金保険 (ArV)		職員年金保険 (AnV)	
	ArV 内部 ¹⁾	AnVからArVへ ²⁾	拠出金収入	年金支出	拠出金収入	年金支出
1969	805	—	20,524	22,512	13,364	12,766
70	—	—	25,740	24,414	16,648	13,979
71	—	—	29,112	26,339	19,549	15,168
72	302	—	31,804	29,893	23,143	17,328
73	347	—	37,178	35,058	27,940	20,192
74	353	2,146	40,132	40,551	31,965	23,703
75	0	1,045	41,049	45,680	36,223	27,152
76	63	13,222	43,784	51,625	38,907	31,365
77	771	13,107	46,148	57,499	41,310	35,661

資料: Arbeits- und sozialstatistik

注 1) 1969～76年まではライヒ保険法第1390条第2項による赤字補填のための財政調整, 1977年に同年の法改正による流動資金調整。
2) 1969～76年まではライヒ保険法第1383条第2項による部門間財政調整, 1977年は同年の法改正による流動資金調整。

金保険改正法により財政方式が改められ、同時に新たな財政調整制度が導入された。財政調整制度を規定したのは1969年法で、これにより、職員・労働者両保険間の財政調整のほか、労働者保険内部での赤字負担調整制度も設けられた。これら2つの制度の実績は表14のとおりである。

新しい財政計算は、毎年、将来15年間について行い、結果は議会に提出される。拠出料率は、もし労働者・職員両保険の資産額が合算して、3年以上各年末に保険機関の負担にかかわる3カ月分の支出額を下回った場合、下回った年以降支出3カ月分以上の資産額を回復するように改定される。

そこで財政調整は、この考え方を基準にして、労働者・職員保険の一方の部門で資産額が2カ月分の支出相当額を下回り、他方の部門で資産額が4カ月分の支出相当額を上回った場合に、これらの上回った資産額、上回った資産額の範囲内で行われる。

赤字負担調整は、生じた赤字総額を資産額に応じて割り振るという方法によって行われる。なお、このほか1969年法によって年金保険機関相互の融資援助が制度化された。

1977年の第20次年金調整法は、雇用不安のもとでの年金財政悪化に対して一連の財政健全化措置を導入した。その一つとして資産の取りくずしを認め、資産の最低保有額を1.5カ月分の支出相当額とし、資産の流動性について条件をつけた。このような改正に対応して、従来の部門間の財政調整、労働者保険機関相互の赤字負担調整に代って、流動性調整制度が導入された。調整が行われるのは、資産額が年末に1.5カ月分の支出相当額を一方で下回り他方で上回るか、または、流動性資産額が0.5カ月分の支出相当額を下回りまたは上回る場合である⁹⁾。次に、このような資産額を基準にした財政調整の効果をみるため、表15に被用者3年金保険部門における期末資産保有高を示しておく。

表15 西ドイツ年金保険の資産額

(百万マルク)

年末	労働者保険	職員保険	鉱業従業員保険
1963	14,138	8,065	854
64	15,811	8,431	884
65	16,264	9,858	874
66	15,985	11,284	776
67	12,818	12,015	789
68	10,749	13,334	706
69	9,993	13,360	696
70	10,513	15,901	616
71	11,746	19,964	597
72	11,475	25,812	625
73	10,343	32,446	635
74	10,021	37,929	688
75	12,395	35,850	494
76	10,969	29,055	568
77	9,871	19,908	541
78	9,102	13,194	495

資料: Arbeits- und sozialstatistik

IV 西ドイツ疾病保険の財政調整制度

西ドイツ疾病保険の制度・組織構造の特徴と最近におけるその改革については、別の機会に取りあげた¹⁰⁾。1300余りの疾病金庫が、分権主義、当事者主義の原則のもとに疾病保険の実施に当っており、財政の均衡は個々の疾病金庫の責任で金庫医協会との間での診療報酬協定の締結、規約による拠出料率の改定などを通じて保持しなければならない。そして事実、各疾病金庫は現実にその任務を果たしてきた。西ドイツ疾病保険には、拠出負担の重圧という問題はあっても、赤字財政という問題はない。しかし、すでに指摘したとおり拠出料率や給付内容の点でかならずしも合理的とはいえない差異が金庫間に存在することも事実である。ただ、世界でもっとも古い伝統をもつドイツ疾病保険は現在の分権的、多元的組織構造を一元化してしまったり、少なくとも財政組織の統一ないし調整を行うという方向へと移行することには根強い反対がある。

西ドイツ疾病保険の枠内で行われている財政調整は、年金受給者の疾病保険に限定されている。最近1978年の第21次年金調整法において年金受

9) 以上、第20次年金調整法による新しい財政調整方式については、Klaus Schenke, '20. Renten Anpassungsge-setz: Die finanziellen Auswirkungen', *Bundesarbeitsblatt*, 8/9 1977, S. 300-304 による。

10) 拙稿「西ドイツの医療保障組織とその改革」『季刊社会保障研究』Vol. 14, No. 4, 1979.

給者の疾病保険費用負担規定が改正され、これまでの年金保険機関による一括支払方式を年金受給者による個別支払方式に改め、そのため新たな負担に見合う年金給付額の増額を行うこととなった。この新しい方式は1982年から実施される予定であるが、そののちも1977年改革で採用された現行方式による財政調整が続けられることになっている¹¹⁾。

年金受給者の疾病保険費用は、年金保険機関が拠出金として一括して疾病保険金庫に支払う。しかし、この拠出金が費用のすべてをカバーしないため、超過費用は一般被保険者が負担しなければならない。ところが年金受給者の疾病金庫別分布には片寄りがあり、そのため超過費用の負担格差が生ずる。しかも、その格差は比較的財政力の弱い地区金庫に不利に、財政力の強い代用金庫に有利になっているため、負担の調整の必要が生ずる。かくて、1968年1月から次の式による拠出金算定方式が導入され負担の調整が図られた。

$$(\text{強制被保険者1人当り平均基礎賃金} - 0.2 \times \text{強制被保険者1人当り平均基礎賃金} \times \text{調整係数}) \\ \times \text{年金受給者数} \times \text{一般拠出料率} = \text{年金受給者疾病保険拠出金額}$$

調整係数とは、疾病金庫当りの相対年金受給者密度で、連邦労働省が決定する。本来この係数は、拠出金が給付費用の80%をカバーし、年金支出の10.98%に相当するよう設定しなければならないのであるが、算式のなかに実際の疾病保険給付費支出額が要素として入っていないため、年金給付水準の上昇と1人当り疾病保険給付費用の増加のギャップによるひずみが生ずる。実際には、これが金庫間の負担格差を拡大する方向に作用したのである。

1977年の改革により年金受給者の疾病保険拠出金が年金支出額の11.7%に設定され、同時に疾病金庫負担率方程式が次のように改められた。

$$\frac{(\text{全疾病金庫の年金受給者疾病保険給付費}^*}{\text{全金庫の}^* - 0.117 \times \text{年金支出額} + \text{拠出補助金等}} \times 100 \\ \text{基礎賃金総額} \\ = p$$

p は連邦保険庁が算定し、たとえば2.1というような数字がえられる。そして、この係数を個々の疾病金庫に次のような形で適用して年金保険機関に賦課すべき拠出金額を算定するのである¹²⁾。

$$(\text{年金受給者疾病保険給付費} - p \times \text{基礎賃金総額}) \times 100 = \text{年金受給者疾病保険拠出金額}$$

このようにして、個々の疾病金庫の間に存在する年金受給者疾病保険給付費負担のアンバランスは、統一的負担率を適用することにより、個々の疾病金庫の負担能力（強制被保険者の基礎賃金総額）に対応するよう是正されたのである。

V フランス社会保険における財政調整制度

フランスの社会保障は、すでに述べたとおり当初の組織一元化の企図が挫折し、一般制度のほかにも多数の特別制度が併存する複雑な構造をとるようになった。ドゴール政権のもとで、まず1960年改革によってこれら多数の制度に対して管理面の実質的な統一化を行う試みがなされた。各省調整委員会(Comité interministériel de coordination)や社会行政監察局(Inspection général des Affaires sociales)、さらには県会計検査委員会(1961年1月11日デクレによる)や幹部職員の養成に当る社会保障高等研修センター(Centre d'études supérieures de sécurité sociale)の創設、社会保障所管省の任務の拡大がそのためにとられた実際の措置であった。

財政面での実質的な統一化の努力は、早くから家族手当部門で行われた。とりわけ、1956年12月29日法およびそれを修正した1958年12月30日オルドナンスによって、農業制度を含む全制度

11) Hans Kierstein, '21. Renten Anpassungsgesetz: Rentner-Krankenversicherung wird ab 1982 neugeordnet', *Bundesarbeitsblatt*, 10 1978, S. 464-468.

12) Joachim Fudicker, 'Krankenversicherung der Rentner: Neues Finanzierungssystem', *Bundesarbeitsblatt*, 3 1978, S. 82-85.

の給付費負担額と賃金俸給額の比率および農業制度を除いた全制度の負担額と賃金俸給額の比率という2つの比率を用いた財政調整制度が確立された¹³⁾。しかし、ドゴール政権下で行われた第2の社会保障改革(1967年)によって全国家族手当金庫が設立され、農業経営者、制度を除く全制度を一元的に管理することになり、一方の赤字を他方の黒字で補填するという直接的な財政調整に代った。

a) 一般制度と農業被用者制度、鉱業制度との間の財政調整

1967年改革以前に、二つの特別制度に対する一般制度からの赤字補填のための財政調整制が導入された。一つは1963年財政法によるもので農業被用者制度を対象にしており、他は1964年の財政法により鉱業制度の年金・労災部門に一般制度から財政移転を行うものである。1964年と1965年における一般制度からの移転額は、農業制度の赤字補填分が4億4,100万フラン、5億300万フラン、鉱業制度への支出分が3億4,800万フラン、4億5,300万フランであった(1964年の一般制度社会保険支出総額は195億フラン)¹⁴⁾。

しかし、この二つの財政調整には、質的な違いというべきものがある。農業被用者制度と一般制度の間のそれは、財政調整(compensation)というよりは財政的統合(intégration financière)というべき性質のものである¹⁵⁾。それに対して、一般制度と鉱業制度との間のそれは、法律用語として「職業間の制度の枠を越えた財政調整(surcompensation interprofessionnelle)」という言葉が使われており、J.-F. Chadelat は、1制度の枠内での金庫間財政調整を指す場合に使われる compensation との用語法の違いに注意を喚起している¹⁶⁾。ただし、鉱業制度との間の財政調整(以下制度の枠を

越えるものも単にこう呼ぶ)も、労災と老齢保険では事情が異なり、純粹の財政調整と呼べるのは老齢保険の場合だけである。Chadelat は、老齢保険に関する財政調整額算定式を次のように説明している¹⁷⁾。

$$x = 0.40 \times S_m \left(\frac{R_m}{A_m} - \frac{R_g}{A_g} \right)$$

x …財政調整額

S_m …鉱業制度上限つき賃金総額

R_m …鉱業制度年金受給者数

A_m …鉱業制度拠出者数

R_g …一般制度年金受給者数

A_g …一般制度拠出者数

変形して、

$$x = 0.40 \times \frac{S_m}{A_m} \left(R_m - A_m \frac{R_g}{A_g} \right)$$

この式において、0.40つまり40%というのは、一般制度による65歳からの給付率(50%という給付率が適用されるのはのちのこと)を示し、 $0.40 \frac{S_m}{A_m}$ は鉱業従業員の平均給与にこの給付率を乗じた標準年金額を意味する。かっこのなかは両制度の年金受給者・拠出者構成のギャップを修正するための係数である。つまり実際の鉱業年金受給者数と、もし上記の人口構成が一般制度と同じと想定して計算される年金受給者数の差の分についての標準年金給付額が財政調整額となるのである。

b) 疾病保険に関する財政調整

疾病保険の医療給付に関する財政調整は、1971年から一般制度と国鉄制度(SNCF)との間で実施されたが、続いて1972年には、一般制度と鉱業制度、海員制度、パリ交通制度(RATP)との間、1975年には、一般制度と軍人制度、公証人書記制度との間にも適用されて、かなり広範囲に行われるようになった。いずれも、一般制度との2制度間財政調整であり、その利益を受ける制度は年

13) Jean-Jacques Dupeyroux, *Sécurité sociale*, Troisième édition, 1969, 方式の説明は p. 666 の注1。

14) 同上書。

15) Jean-François Chadelat, 'La Compensation', *Droit social*, n° 9-10, 1978, p. 88-89. Chadelat は、財政調整とは、適切な算式により一連の除去したいと望む諸要因にもとづいた数学的手続であると定義し、このケースについてはこの条件を欠いていると指摘している。

16) 同上論文, p. 89-90.

17) 同上箇所。

金受給者を多く抱えるものである。財政調整の方法については、Chadelat が詳細に説明しており、1976 年について公証人書記制度との財政調整額の算定手続を具体的に数字を掲げて示しているの¹⁸⁾、次に要点のみ記す。

財政調整に当って考慮されるのは、収入面では就業者拠出金、年金受給者拠出金、雑収入のみで、雑収入には自動車保険の付加保険料収入、第三者に対する賠償収入、事業収益などが含まれるが額は小さい。

拠出金収入は一般制度の拠出料率を使うが、事務費、医療監査費、保健・福祉サービス費に対応する拠出料率分を控除した純拠出料率を使い(1977 年分については粗拠出料率 13.85% に対し純拠出料率 12.77%)、訂正収入額をうる。

年金受給者拠出金額は、上限つき被保険者年金総額に対して拠出料率を乗じて計算する。ただし、63 歳未満の年金受給者は一般制度では就業中と考えられるので、最低賃金 (SMIC) と同額の報酬をえているものと仮定して拠出料率を乗じて拠出金総額を算出する。これを被保険者年金総額で除

して粗拠出料率をえ、さらに純拠出料率に換算し、それを年金額に乗じて訂正収入額をうる。

それに対して財政調整の際に考慮される支出は、一般制度のそれと同等のものをとることを原則とする。そのためには医療費償還率を均等化しなければならない。そこで、一般制度と他の制度について、すべての診療項目全体についての実際の平均償還率 R および R' を計算し、両者の比 R/R' で実際の医療現物給付支出額を修正した訂正支出額を算出する。これが財政調整に当って考慮される額であり、訂正収入額で賄い切れない分の財政移転を受けることになる。なお、平均償還率の計算に当っては、自己負担分のある医療費 ($RATM$) のほか、自己負担分のないもの ($RSTM$)、さらに前者については自己負担分も考慮される。したがって、平均償還率 R は次式により計算される。

$$R = \frac{RATM + RSTM}{\frac{RATM}{t} + RSTM}$$

t …法定償還率

表 16 フランス疾病保険被用者制度・自営業者制度間財政調整額とその計算手続¹⁾ (1975年)

制 度	就業拠出者数	適用者数	平準化給付 ²⁾	均衡拠出 ³⁾	被用者・自営業者間移転額	上限以下賃金総額 S_i		財政調整配分額
	A_i (1)	B_i (2)	$B_i \times P$ (3)	$A_i \times C$ (4)	(5) = (4) - (3)	金 額 (6)	百 分 率	
	千人	千人	百万フラン	百万フラン	百万フラン	百万フラン	%	百万フラン
一 般	15,375	39,002	—	—	—	353,582.7	81.075	+796.7
文 官			—	—	—	43,288.0	9.926	+ 97.5
国 家 公 務 員			—	—	—	2,775.2	0.636	+ 6.2
農 業 被 用 者			—	—	—	14,662.6	3.362	+ 33.0
軍 人	786	2,210	—	—	—	7,610.0	1.745	+ 17.1
鉱 業	343	1,362	—	—	—	3,541.1	0.812	+ 8.0
国 鉄	127	791	—	—	—	7,084.3	1.624	+ 16.0
パ リ 交 通	278	1,449	—	—	—	1,143.2	0.262	+ 2.6
海 員	36	132	—	—	—	1,402.4	0.322	+ 3.2
公 証 人 書 記	80	363	—	—	—	1,028.0	0.236	+ 2.3
被 用 者 計	37	83	—	—	—	436,116.7	100	+982.6
	17,062	45,391	35,294.6	36,277.2	+982.6			
農 業 経 営 者	1,279	4,622	3,593.9	2,719.9	-874.1	—	—	-874.1
自 営 業 者	1,322	3,755	2,919.6	2,811.1	-108.5	—	—	-108.5
全 制 度	19,664	53,768	41,808.2	41,808.2	—	—	—	—

資料: Chadelat, 上記論文, p. 99.

注 1) 人口の4人未満、金額の10万フラン未満は4捨5入した数字を示す。

2) 準拠給付 P は農業被用者制度の平均給付額777.57フラン。

3) 均衡拠出額の平均額は、41,808,166,041F = 19,663,742 = 2,126.15F。

表 17 フランス老齢保険被用者制度間財政調整額とその計算手続¹⁾

(1975年)

制 度	就業拠出者数 A_i (1)	65歳以上の被保険者年金受給者数 R_i (2)	平準化給付額 (百万フラン) $K_i \cdot R_i$ (3)	上限以下資金総額 (百万フラン) S_i (4)	均衡拠出額 (百万フラン) $t \times P_i$ (5)	財政調整移転額 (百万フラン) $X = (5) - (3)$
一 般	13,114,000	3,052,930	11,704.2	331,311.0	13,223.1	+1,518.9
農 業	786,000	541,751	2,076.9	14,661.6	585.2	-1,491.8
文 官	1,439,000	292,307	1,120.6	43,288.0	1,727.7	+ 607.1
軍 人	343,400	92,791	355.7	7,610.0	303.7	- 52.0
国 家 公 務 員	87,038	41,918	160.7	2,775.2	110.8	- 49.9
地 方 公 務 員	680,561	103,381	396.3	15,906.3	634.8	+ 238.5
鉱 業	128,830	129,654	497.1	3,694.4	147.5	- 349.6
国 鉄	278,000	153,000	586.6	7,084.3	282.7	- 303.8
パ リ 交 通	36,253	17,739	68.0	1,176.2	46.9	- 21.1
海 員	79,850	25,120	96.3	1,402.4	56.0	- 40.3
ガ ス 電 気	133,182	40,648	155.8	4,061.5	162.1	+ 6.3
2 次 鉄 道	4,956	20,653	79.2	159.4	6.4	- 72.8
公 証 人 書 記	37,008	7,926	30.3	1,028.0	41.0	+ 10.6
計	17,148,078	4,519,818	17,327.9	434,158.3	17,327.9	—

資料: Chadelat, 上掲論文, p. 101.

注 1) 金額はすべて10万フラン未満を4捨5入した数字を示した。

2) 準拠給付 K_i は、農業被用者制度の65歳以上被保険者年金の年平均額 $= 2,076,950,085F \div 541,751 = 3,833.77F$ 。3) 均衡拠出率 t は、「計」について $(3) \div (4) = 3.9911581974\%$ (金額はフランの単位までとって計算)。

表 18 フランス老齢保険被用者制度・自営業者制度間財政調整額とその計算手続

(1975年)

制 度	就業拠出者数 A_i (1)	65歳以上被保険者年金受給者数 R_i (2)	平準化給付額 ¹⁾ $R_i \times K_2$ (3)	均衡拠出額 ²⁾ $A_i \times C$ (4)	財政調整移転額 $X = (4) - (3)$
被 用 者	17,148,078	4,519,818	17,098,290,701	21,427,668,098	+4,239,377,397
農 業 経 営 者	2,262,554	1,595,887	6,037,176,686	2,827,212,249	-3,209,964,437
ORGANIC	720,194	482,863	1,826,651,415	899,930,476	- 926,720,939
CANCAVA	560,230	261,465	989,111,636	700,044,780	- 289,066,856
自 由 職 業	210,006	43,892	166,041,680	262,416,515	+ 96,374,835
全 制 度	20,901,062	6,903,925	26,117,272,118	26,117,272,118	—

資料: Chadelat, 上掲論文, p. 102.

注 1) 準拠給付 K_2 は、農業被用者制度の65歳以上被保険者年金受給者の平均年金額で3,782.96フラン。2) 平均均衡拠出額 C は、全制度についての $\frac{K_2 \times R}{A} = 1,249.56675015$ フラン。

1974年財政法、同じ年の財政調整法によって、被用者制度相互間、被用者制度と自営業者（非被用者）制度の間で広範囲な財政調整が行われることとなった。人口要因による財政調整 (compensation démographique) とともに、被用者制度相互間では拠出能力の違いも考慮される。財政調整額の決定方法は、リスク部門や被用者制度相互か被用者・自営業者両部門間かによって異なる。基本的な原則は、給付条件の統一で、被用者疾病保険制度間以外の疾病保険、老齢保険の場合、もっとも給付水準の低い制度の平均給付額を準拠給付額

としてそれに要する平準化給付費用を計算、制度全体についてそれを賄うのに必要な均衡拠出金を求め、このようにして得られた部門ごとないし制度ごとの収支差により財政調整額を算出するのである。

Chadelat が示した 1975 年の実績数字は表 16～18 のとおりである。そのなかに計算手続が示されている。被用者制度相互間の疾病保険現物給付に関する財政調整は、さきに説明した方法を踏襲するので、ここでは取り上げない。

おわりに

労働者保険ないし職業制度をモデルにして社会保障を発展させた西ドイツとフランスでは、社会保障普遍化の過程で多元的な組織構造を作り上げた。このような制度・組織構造をとる社会保障システムの宿命として、とりわけ高度経済成長期に顕在化したのが、制度間の給付・負担の格差と一部制度・組織における財政不均衡ないし財政悪化であった。これらの問題を解決するためには、制度・組織を一元化するのが根本的な解決策であるが、それにはさまざまな障害がある。結局これら2つの国々では、一元的な社会保障普遍化の道はとらなかった。そこで制度間、組織間の財政調整が不可避となる。

財政調整の方法とメカニズムは、問題となるリスクないし部門、参加する制度の種類（とくに加入者が被用者のみか否か）、制度間の拠出・給付規定の違いなどによって異なるが、基本的には2つの要素が中心になる。それは、フランスの場合明示されているように、人口要因と拠出能力ないし負担能力である。フランスの場合にはそれは拠出金算定の基礎となる賃金総額で表わされ、西ドイツの年金保険の場合資産額で表わされた。人口

要因は基本的には拠出金を負担する就業人口とそれを全く支払わないか部分的にしか支払わない反面給付を受ける（疾病保険の場合には相対的に高い給付を受ける）年金受給者数との関係が問題となる（家族手当についてはここでは考慮しない）。

しかし、財政調整が実際に行われるためには、少なくとも所要額の計算上給付・拠出条件の標準化が必要である。なにを標準給付ないし標準拠出にとるかは一律には決め難いが、フランスの例にもみられるとおり条件の低いものに合わせるというのが、もっとも簡単なやり方であろう。ところで、財政調整のもっとも基本的な問題は実はこの点にある。財政調整のたんなる技術的条件として給付・拠出条件の標準化が要請されるというだけでなく、財政調整の実施は異なる制度・組織間での給付・拠出規定の調和化への道につながざるをえないのである。1968年の労働移動財政調整の導入を機会に西ドイツの鉱業従業員年金保険の給付率が労働者・職員保険のそれに少し近づきよう引き下げられた例や、フランスで1974年財政調整の一般化を規定すると同時に、一連の調和化への努力が約束された¹⁹⁾ことは、そのことを裏付けるものであろう。

19) J.-J. Dupeyroux, 前掲書, p. 288.